主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人荻野陽三の上告趣意(後記)第一点について。

第一審の判決書によると、これに修習生A作成と記載してあることは所論のとおりであるが、同裁判書に関与裁判官全員が署名押印していること等に徴し、同裁判書の作成者は裁判官であつて、修習生は単にこれを起案したに過ぎないことは明白である。従つて所論違憲の主張はその前提を欠き、とるを得ない。

同第二点について。

所論は、結局事実誤認の主張で刑訴四〇五条の上告理由に当らない。 また記録を調べても同四――条を適用すべきものとは認められない。 よつて同四〇八条により裁判官全員―致の意見で主文のとおり判決する。

昭和二八年四月二一日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	井	上		登
裁判官	島			保
裁判官	河	村	又	介
裁判官	/]\	林	俊	Ξ
裁判官	本	ᡮᡕᡰ	基 太	ĖΚ